

老人集会室などの一時専用使用方法

シルバープラザ内にある老人集会室１、２及び会議室を一時専用して使用する場合には、申し込みが必要です。使用日の１か月前から申し込みができます。

ただし、町の指定する公の施設利用減免団体の場合、使用日の３か月前から申し込みができます。

また、事前に一定の期間を設けて周知等が必要な行事を開催する場合、一定の要件を満たす場合に限り、使用日の３か月前から申し込みができます。（大会特例）

申し込みは１階事務室で受け付けています。

◆使用料

部屋		使用料（１時間ごとに）	使用人数の目安
１Ｆ	老人集会室１	３９０円	２４人
	老人集会室２		２４人
２Ｆ	会議室		２２人

※町の指定する公の施設利用減免団体の場合、使用料は免除または半額になります。

◆使用可能日

毎日 ※年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）を除く

◆使用可能時間

９時～２１時３０分

◆その他

各部屋は飲食（飲酒を含む）が可能です。（減免団体等の目的内利用のみ）

各部屋において適正な使用が行われなかった場合、使用を停止する場合があります。